

2017年3月31日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

## 「米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)」の販売開始

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 山内一洋)は、ライフプラン・コンサルタント(営業社員)チャンネルおよび代理店チャンネルを通じて、4月1日(土)より「米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)[無配当]」の販売を開始します。

### 1. 開発の背景

当社では、一生涯の死亡保障ニーズや老後の介護保障ニーズにお応えする保険商品として、2014年4月より「介護保障付終身保険(低解約返戻金型)」を販売し、多くのお客さまからご好評をいただいております。昨今の市場金利情勢を鑑み、円建商品より予定利率が高い外貨建商品をお求めになるお客さまのニーズにお応えするため、米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)[無配当]を開発いたしました。

「より低廉な保険料で一生涯の保障に備えたい」、「保険料払込期間満了後のキャッシュバリューをセカンドライフに活用したい」というお客さまのニーズにお応えするとともに、2つの介護保障プラン(介護保障50%プラン/100%プラン)をご提供することで、介護保障に対する幅広いニーズにもお応えしてまいります。

\*本商品は、米国ドル建終身保険のラインナップとして、「米国ドル建終身保険」、「米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)」に続く商品となります。

### 2. 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)[無配当]の特徴

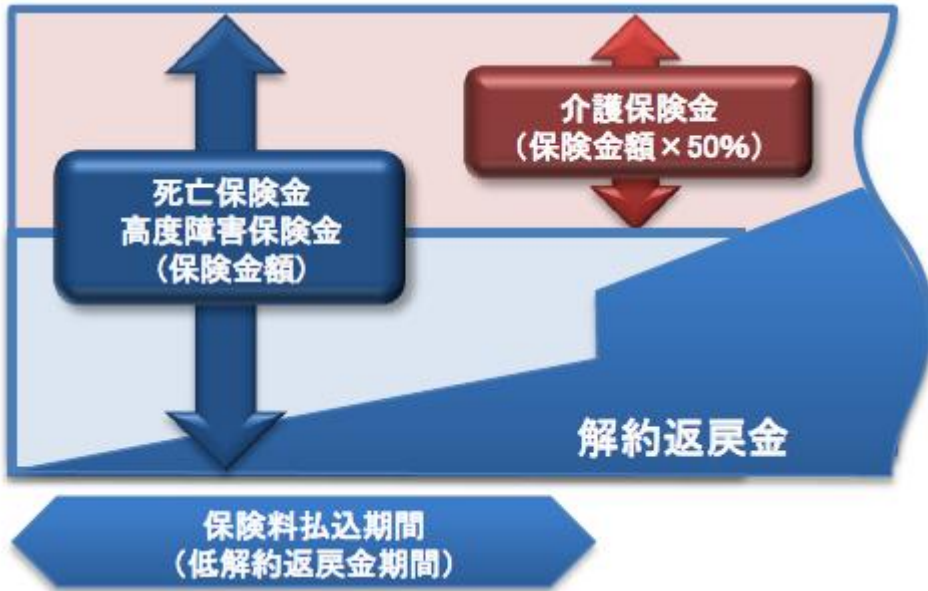
ポイント1	一生涯の死亡・高度障害、および介護に対する保障を「米国ドル建」で準備できる保険です。	
ポイント2	公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき等に、介護保険金をお受取りいただけます。	
ポイント3	介護保障50%プラン	保険金額の50%を介護保険金としてお受取りいただけます。(※1)
	介護保障100%プラン	保険金額と同額を介護保険金としてお受取りいただけます。(※2)
ポイント4	低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。	

(※1) 介護保険金をお支払いしたときは、介護保険金と同額の保険金額が減額され、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合のみの保障となり、以後の保険料のお払込みが免除になります。

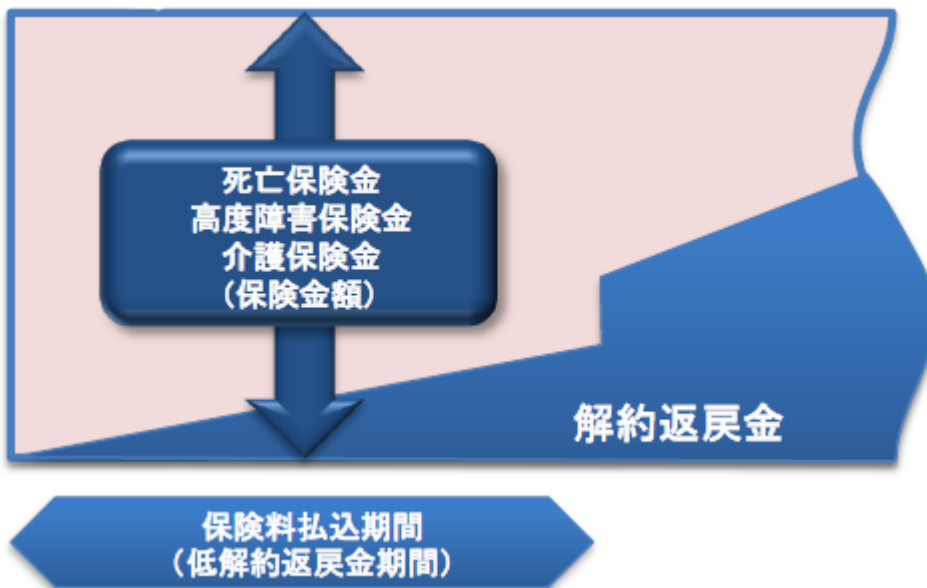
(※2) 死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金のいずれかをお支払いしたときは、保険契約は消滅します。

米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)〔無配当〕の仕組み図

【介護保障 50%プラン】



【介護保障 100%プラン】



## 【ご注意いただきたい事項】

詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### ご契約にかかる費用について

#### ● 保険料から控除される費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

#### ● 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

##### 【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5 円※／1 米国ドル)が含まれております。

##### 【円で保険金・解約返戻金をお受取りいただく場合等の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01 円※／1 米国ドル)が含まれております。

##### 【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

・お取扱いの金融機関により諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

・米国ドルでのお受取りにかかる手数料(当社から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)がお受取額から差引かれることがあります。(送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載することができません。お受取時に取扱金融機関にご確認ください。)

#### ● 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%※を年金支払日の年金原資から控除します。

\*保険金等の支払方法の選択に関する特約および介護保険金割増年金支払特約による取扱いです。

※ 2017 年4 月1 日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

### 為替リスクについて

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときには為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、既払込保険料総額(円)を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

・この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

・円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

### 低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

・この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。

・保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円で受取る場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。

・保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルで受取る解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額と同額となります。